株主各位

札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号 北雄ラッキー株式会社 代表取締役社長桐生 宇優

第46回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたびの熊本地震により被災された皆様に心よりお見舞い申し上げますとと もに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、当社第46回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年5月25日(水曜日)午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

- **1**. **日 時** 平成28年5月26日 (木曜日) 午前10時
- 2. 場 所 札幌市中央区北1条西12丁目1 ホテル さっぽろ芸文館(旧 北海道厚生年金会館) 3階 黎明の間 (末尾の「定時株主総会会場のご案内図」をご参照下さい。)
- 3. 会議の目的事項

報告事項 第46期 (平成27年3月1日から平成28年2月29日まで)事業報告及び計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役2名選任の件

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

以上

- 1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願いいたします。
- 2. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (http://www.hokuyu-lucky.co.jp) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事 業 報 告

(平成27年3月1日から) 平成28年2月29日まで)

1. 会社の現況

- (1) 当事業年度の事業の状況
 - ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府及び日銀による経済・金融政策を背景とした企業収益や雇用環境の改善が進み、多少の停滞感はあるものの緩やかな回復基調となりましたが、中国経済の減速をはじめとする海外経済の下振れ懸念が拡大するなど、先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。個人消費につきましては、総じて底堅い動きとなっておりましたが、消費税増税後の節約志向や消費マインド改善の足踏みなどにより、力強さに欠ける状態が続きました。

スーパーマーケット業界におきましては、緩慢な景気回復による家計消費 支出の伸び悩み、人口減少や少子高齢化の進行による市場縮小への対応、低 価格志向が続くなかでの異業種を含めた企業間競争及び労働需給の逼迫等に よる人件費の上昇など、大変厳しい経営環境が続いております。

このような状況のなか、当社におきましては、一貫して「おいしいものを食べたい、豊かな食生活を楽しみたい」というお客様の期待にお応えするべく、「豊かで楽しい食生活提案型スーパーマーケット」の構築に努めてまいりました。そして、当社のようなローカルスーパーマーケットがお客様の支持を得るための最重要事項は「商品」であるとの方針のもと、北海道No.1の商品力の確立に努めてまいりました。

その商品政策の面では、お客様の食生活の基盤を支えるコモディティ商品を量販する力を備えること、安全安心で鮮度の良い商品であること、そしてラッキーらしさを表現する健康に特化した「ナチュラルラッキー」・おいしさに特化した「テイスティラッキー」・地域需要に対応する商品をさらに充実させること、以上の3つの商品力を極めることで、お客様にとって価値のある専門性の高い売場の構築を目指してまいりました。

店舗運営政策においては、現場主導によって地域事情を最優先した売場づくりを本部が積極的にサポートすることで、現場力の強化に取組み、地域密

着型売場の構築に努めてまいりました。また、店舗運営におけるもう一つの重要な柱である「ローコスト経営の徹底」といたしましては、部門マネジメントの強化による作業改善及び集中品出し・マルチジョブの推進継続によって生産性の改善に努めてまいりました。

経費面におきましては、電気料金の値上げによる影響が懸念されましたが、LED照明、省エネ機器の導入、デマンド監視装置の活用による使用電力の適正管理、23事業所における供給電力の「新電力」への切替え及び原油価格の下落による重油・灯油の燃料費削減などもあり、水道光熱費の増加は想定を大幅に下回る結果となりました。

設備投資につきましては、平成27年7月7日常呂郡訓子府町に「シティマート訓子府店」(食料品・衣料品共同店)、同年7月30日岩見沢市に「ラッキーマート幌向店」(食料品・衣料品共同店)を新規開店しており、改装店舗としては、同年10月に「ラッキー長沼店」の改装を実施しております。なお、平成27年8月23日付で、経営資源の最適化を図るため「ラッキー衣料館大曲店」を閉店いたしました。

これらの結果、当事業年度の売上高は435億60百万円(前事業年度比102.1%)、営業利益は3億25百万円(同258.5%)、経常利益は3億23百万円(同145.3%)、当期純利益は1億50百万円(同188.6%)となりました。 平成28年2月29日現在の店舗数は、36店舗であります。

事業部門別売上高、前事業年度比及び構成比は次のとおりであります。

+ -	₩ 廿 ₽	HH DII	金額	前事業年度比	構成比
事	業部	門別	(千円)	(%)	(%)
		青果	5, 503, 007	106.8	12.6
		精肉	4, 504, 132	103. 9	10.3
		鮮 魚	3, 988, 902	104. 1	9. 2
	食	惣 菜	3, 012, 734	106. 4	6.9
	料	日配品	6, 523, 267	102. 7	15.0
	口口	グロサリー	11, 002, 553	101. 3	25. 3
		菓 子	2, 206, 551	101.9	5. 1
		食料品その他	278, 792	98.8	0.6
7 - 10 -		計	37, 019, 941	103. 4	85.0
マーケット	衣料品	婦人	1, 126, 821	91.9	2.6
事業部門		紳 士	456, 199	98. 5	1.0
尹 禾 叩]		子 供	216, 702	88. 0	0.5
		服 飾 寝 具	1, 236, 067	97.0	2.8
		肌着靴下	1, 223, 227	91. 4	2.8
		計	4, 259, 019	93.6	9. 7
	Ĥ	日 用 品	745, 514	100.7	1.7
	住 居	家庭雑貨	461, 388	102.3	1.1
	点 品	住居品その他	461, 941	97.8	1.1
		計	1, 668, 843	100.3	3.9
	テナ	ント売上高	613, 102	96.8	1.4
	小	計	43, 560, 907	102. 1	100.0
その他	Ø :	事 業 部 門	_	_	_
合		計	43, 560, 907	102.1	100.0

- (注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。
 - 2. 上記金額に不動産賃貸収入及び配送手数料収入は含まれておりません。
 - 3. グロサリーの売上には酒・米・たばこの売上を含んでおります。
 - 4. 食料品その他は催事売上であります。
 - 5. 住居品その他は書籍・花・発行商品券等の売上であります。
 - 6. その他の事業部門(保険事業部)は、平成27年2月25日付の保険代理店業務の事業譲渡にともない、廃止となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は782,487千円で、その主要なものは次のとおりであります。

・スーパーマーケット事業部門

•	北海道常呂郡訓子府町	訓子府店	新装設備	(償却資産)	278, 103千円
		訓子府店	新装設備	(リース資産)	93,518千円
•	北海道岩見沢市幌向	幌向店	新装設備	(償却資産)	52,149千円
		幌向店	新装設備	(リース資産)	60,330千円
•	北海道夕張郡長沼町	長沼店	改装設備	(償却資産)	39,620千円
		長沼店	改装設備	(リース資産)	25,510千円
•	札幌市白石区	菊水元町店	LED照明	器具 (償却資産)	17,750千円

③ 資金調達の状況

当事業年度において、社債又は募集株式の発行等による資金調達は行っておりません。

- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況 該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継 の状況 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

	区	分	第43期 (平成25年2月期)	第44期 (平成26年2月期)	第45期 (平成27年2月期)	第46期 (当事業年度) (平成28年2月期)
売	上	高(千円)	43, 166, 062	42, 974, 881	42, 669, 204	43, 560, 907
経	常利	益(千円)	410, 780	431, 792	222, 775	323, 591
当	期 純 利	益(千円)	185, 506	208, 913	79, 737	150, 402
1 棋	ミ 当たり 当期純	利益(円)	29. 34	33. 04	12. 61	23. 79
総	資	産(千円)	18, 515, 212	18, 680, 011	19, 971, 933	19, 909, 011
純	資	産(千円)	4, 261, 148	4, 425, 814	4, 481, 272	4, 527, 190

- (注) 第44期から第46期までの1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に 基づいて算出しております。
- (3) 重要な親会社及び子会社の状況
 - ① 親会社の状況 該当事項はありません。
 - ② 重要な子会社の状況 該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、わが国経済は、企業収益の向上、雇用や所得環境の改善を背景に、緩やかな回復が見込まれるものの、消費マインドに弱さがみられ個人消費の力強い回復には、ある程度時間を要するものと思われます。また一方では、米国金融政策正常化の影響や中国など新興国経済の先行き懸念など世界経済の不透明感が強まるなか、依然として国内景気の停滞感は続くものと予想されます。

スーパーマーケット業界におきましては、流通業界の再編・淘汰の加速、 異業種間競争の激化、成熟し縮小する市場変化への対応、人材確保の問題及 び個人消費回復の遅滞などの課題が山積し、企業の生き残りをかけた厳しい 経営環境が続くものと思われます。

当社におきましては、一貫して「おいしいものを食べたい、豊かな食生活を楽しみたい」というお客様の期待にお応えするべく、「豊かで楽しい食生活提案型スーパーマーケット」の構築に努めてまいります。そして、当社のようなローカルスーパーマーケットがお客様の支持を得るための最重要事項は「商品」であるとの方針のもと、北海道No.1の商品力の確立を目指してまいります。

商品政策の面では、適切なマーケティングに基づきお客様の購買志向の変化を捉えて、お客様が求める商品、サービス及び情報を提供することが、当社の「商品力」の強化に繋がるものと考え取組んでまいります。具体的には、ラッキーらしさを表現するナチュラルラッキー商品・テイスティラッキー商品及び地域需要に対応する商品等を柱とする、重点商品カテゴリーの構築を重要施策としてまいります。

販売政策の面では、現場主導の確立を目指し、店舗における店長を主役とする「現場力」の強化に取組んでまいります。「本部は店の為にある」との原理原則に基づき、本部が店長の決断を後押しすることによって、現場で考える力、現場で行動する力を育成し、お客様の様々なニーズに対する迅速かつ適切な対応の実現を図ってまいります。

また、新たな顧客開拓の施策としては、チラシやCMなどの既存の広告媒体だけではなく、インターネット活用により、SNSなどでの「情報拡散」を目的とした情報発信を新たな手段として、20~30代の次世代ユーザー取込みを目指してまいります。

管理面では、社会から信頼される企業を目指してコーポレート・ガバナンスの強化に取組み、業務手続の有効性や実効性を自らがチェックする内部統制監査機能の充実及びコンプライアンス経営の徹底を図り、企業価値の向上に努めてまいります。

翌事業年度は、平成28年4月に、小商圏店舗フォーマットとして3店舗目となる「シティマート女満別店」を網走郡大空町に新規開店しております。また主要な改装店舗といたしましては、同年6月に「シティ網走店」の改装を予定しております。なお、平成28年3月17日付で「ラッキー西野1号店」を経営資源の最適化を図るため閉店いたしました。

その他の設備投資につきましては、引続き堅実な範囲にて実施してまいります。

当社はこうした数ある課題を着実に実施していくことにより、厳しい経営環境にあるなか、競争力のある企業、お客様から愛される企業の構築に向けて取組んでまいる所存であります。

株主の皆様におかれましては、引続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容(平成28年2月29日現在)

事業区分	主要製品・事業内容
スーパーマーケット事業部門	一般消費者を対象としたスーパーマーケット業を営んでおり、取扱いの商品は多岐にわたるため、記載を省略しております。

- (注) その他の事業部門(保険事業部)は、平成27年2月25日付の保険代理店業務の事業譲渡にともない、廃止となりました。
- (6) 主要な営業所及び店舗等(平成28年2月29日現在) スーパーマーケット事業部門

名 称	区分	所 在 地
本社 (営業部、管理部)	事務所	札幌市手稲区
ラッキーデリカセンター	加工場	北海道小樽市銭函
生鮮センター	加工場	札幌市中央区
低温センター	配送センター	札幌市中央区
シティデリカセンター	加工場	北海道網走郡美幌町
ラッキー山の手店	店舗	札幌市西区
ラッキー西野1号店	店舗	札幌市西区
ラッキー北49条店	店舗	札幌市東区
ラッキー清田店	店舗	札幌市清田区
ラッキー篠路店	店舗	札幌市北区
ラッキー菊水元町店	店舗	札幌市白石区
ラッキー西野2号店	店舗	札幌市西区
ラッキー西岡店	店舗	札幌市豊平区
ラッキー朝里店	店舗	北海道小樽市新光
ラッキー川沿店	店舗	札幌市南区
ラッキー花川南店	店舗	北海道石狩市花川
シティ美幌店	店舗	北海道網走郡美幌町
ラッキー千歳錦町店	店舗	北海道千歳市錦町
シティ遠軽店	店舗	北海道紋別郡遠軽町

名 称	区 分	所 在 地
ラッキー美しが丘店	店舗	札幌市清田区
ラッキー栗山店	店舗	北海道夕張郡栗山町
シティ網走店	店舗	北海道網走市駒場
ラッキー新琴似四番通店	店舗	札幌市北区
ラッキー星置駅前店	店舗	札幌市手稲区
ラッキー長沼店	店舗	北海道夕張郡長沼町
ラッキー発寒店	店舗	札幌市西区
シティ紋別店	店舗	北海道紋別市渚滑町
シティ稚内店	店舗	北海道稚内市新光町
ラッキー岩内店	店舗	北海道岩内郡岩内町
ラッキー倶知安店	店舗	北海道虻田郡倶知安町
シティマート訓子府店	店舗	北海道常呂郡訓子府町
ラッキーマート幌向店	店舗	北海道岩見沢市幌向
ラッキー衣料館白石ターミナル店	店舗	札幌市白石区
ラッキー衣料館北24条店	店舗	札幌市北区
ラッキー衣料館北30条店	店舗	札幌市東区
ラッキー衣料館手宮店	店舗	北海道小樽市手宮
ラッキー衣料館札内店	店舗	北海道中川郡幕別町
ラッキー衣料館長都店	店舗	北海道千歳市勇舞
ラッキー衣料館ひとみ店	店舗	北海道函館市人見町
ラッキー衣料館美原店	店舗	北海道函館市美原
ラッキー衣料館桔梗店	店舗	北海道函館市桔梗

(注) 当事業年度におきましては、平成27年7月7日に「シティマート訓子府店」、 同年7月30日に「ラッキーマート幌向店」を新規開店しており、既存店舗 の改装としては、同年10月に「ラッキー長沼店」の改装を実施しておりま す。なお、平成27年8月23日付で「ラッキー衣料館大曲店」を閉店いたし ました。平成28年2月29日現在の店舗数は36店舗であります。

(7) 従業員の状況(平成28年2月29日現在)

従	業	員	数	前事業年度末比増減	平	均	年	齢	平均勤続年数
	500)名		2名減		44.	2歳		18.8年

(注)上記のほか、パートタイマーは1,545名(1日8時間換算、月平均人数)であります。

(8) 主要な借入先の状況(平成28年2月29日現在)

借入先	借入額
株式会社 北洋銀行	2,988,544千円
株式会社 三井住友銀行	1,373,677千円
株式会社 北海道銀行	1,350,519千円
株式会社 商工組合中央金庫	649, 292千円
株式会社 みずほ銀行	623,007千円
株式会社 三菱東京UFJ銀行	445, 159千円
株式会社 りそな銀行	423, 318千円
農林中央金庫	250,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項 記載すべき重要な事項はありません。

2. 株式の状況 (平成28年2月29日現在)

(1) 発行可能株式総数 12,080,000株

(2) 発行済株式の総数 6,323,201株

(3) 単元株式数 1,000株

(4) 株主数 1,001名(前事業年度末比73名増)

(5) 大株主

株主名	持株数 (千株)	持株比率(%)
桐生泰夫	776	12. 28
千葉 敬一	350	5. 53
株式会社 北洋銀行	310	4. 90
田中 寛密	300	4. 74
堀 勝彦	240	3. 79
有限会社 まるせん商事	179	2.83
桐生 宇優	157	2.49
株式会社 北海道銀行	150	2.37
千葉 サカヱ	148	2.34
桐生 美智子	143	2. 26

- (注) 1. 持株比率は自己株式(1,976株)を控除して計算しております。
 - 2. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて表示しております。
- (6) その他株式に関する重要な事項 特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況(平成28年2月29日現在)

地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
(A) 本市位の人目	1 17	老 七	株式会社北海道シジシー
代表取締役会長 	桐生	泰夫	代表取締役副社長
代表取締役副会長	川端	敏	
代表取締役社長	桐生	宇優	
取締役 常務執行役員	山本	光 治	営業本部長
取締役 執行役員	山川	浩 文	管理本部長
取締役 執行役員	千 葉	敬一	内部監査室長
取締役 執行役員	堀 田	史 朗	販売部長
常勤監査役	田井中	廣治	
監査役	堀	勝彦	
監査役	宮脇	憲二	
監査役	伊 藤	光男	伊藤光男税理士事務所 所長

- (注) 1. 監査役 宮脇憲二、伊藤光男の両氏は、社外監査役であります。
 - 2. 監査役 伊藤光男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 当事業年度末日後の取締役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。

	氏	名		異動前			異動後				異動年月日	
堀	田	史	朗	取執販	和 行 売	帝 役 部	役員長	取執業	絲 行 務 推	帝 役 進室	役員長	平成28年3月1日

- 4. 当社は、監査役 宮脇憲二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として 指定し、同取引所に届け出ております。
- 5. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成28年2月29日現在の執行役員は次のとおりであります。

地位	氏			名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	大	橋		洋	開発部長
執行役員	鈴	木		仁	_
執行役員	鴇	澤	賢	治	経理部長
執行役員	猿	渡	浩	<u> </u>	総務部長

※ 執行役員 鈴木仁は、平成28年3月31日付で執行役員を退任しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の総額	摘 要
取締役	7名	77,625千円	
監査役	4名	11,094千円	(うち社外監査役2名1,200千円)
合 計	11名	88,719千円	(うち社外監査役2名1,200千円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
 - 2. 取締役及び監査役の報酬等の総額の限度額は、監査役については平成4年5月28日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいており、取締役については平成25年5月29日開催の第43回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
 - 3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額9,056千円 (取締役6名8,351千円、監査役1名705千円)が含まれております。

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会でご決議いただいた報酬総額の限度額の範囲内において、社内規程に基づき決定しております。

取締役の報酬額は、前事業年度業績及び経営環境等を勘案した上で取締役会において決定することとしております。

監査役の報酬額は、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査 役の協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
監査役	宮脇憲二	該当事項はありません	_
監査役	伊藤光男	伊藤光男税理士事務所 所長	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主な活動状況
監査役	宮脇憲二	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち合計15回(100.0%)出席しております。 また、当事業年度に開催した15回の監査役会のうち合計15回(100.0%)出席しており、監査役の立場でそれぞれ適宜意見を述べております。
温 . 五. 仅	伊藤光男	当事業年度に開催した15回の取締役会のうち合計15回(100.0%)出席しております。 また、当事業年度に開催した15回の監査役会のうち合計15回(100.0%)出席しており、監査役の立場でそれぞれ適宜意見を述べております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

④ 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について検討しておりましたが、前回 改選期には適切な候補者が見つからなかったことなどもあり、当事業年度末 日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、今般の会社法改正やその他の社会情勢の変化などを踏まえ、精力的に適切な社外取締役の人選に努めましたところ、適任者を得ることができましたので、第46期定時株主総会に社外取締役候補者を含む取締役選任議案を上程いたします。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称 新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

17,000千円

② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

17,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
 - 3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見 積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、 会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
- (3) 非監査業務の内容 該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

- (5)会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分 金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要
 - ① 処分の対象者 新日本有限責任監査法人
 - ② 処分の内容
 - ・契約の新規の締結に関する業務の停止 3月 (平成28年1月1日から同年3月31日まで)
 - ・業務改善命令(業務管理体制の改善)
 - ③ 如分理由
 - ・新日本有限責任監査法人は、監査受託先企業の平成22年3月期、平成24年3月期及び平成25年3月期における財務書類の監査において、当監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。
 - ・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

6. 業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)及び当該 体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、 その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状 況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、その精神を役職者をはじめとする全ての使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業行動の原点とすることを徹底する。
 - ② 法令遵守及び社会倫理遵守の徹底を図るための横断的組織として、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、当社のガバナンスの強化に努める。
 - ③ コンプライアンスの取組みを推進するために「コンプライアンス室」を設置し、役職員に対するコンプライアンスの強化及び浸透を図り、また、法令及び社内規程並びに社会規範に反する行為等を早期に発見し是正することを目的に「内部通報制度運用規程」を制定し運用する。
 - ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、 組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を 持たない体制を整備する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規則(文書管理 規程、秘密情報・個人情報保護規程、稟議規程等)に基づき作成・保存する とともに、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が何時でも閲覧、監 査可能な状態にて管理する。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 当社は、当社全体の事業、経営に関するリスクを総括的に管理するため、 内部統制委員会及び担当部署にて、リスク管理の基本方針や管理体制を 定めた「リスク管理規程」に従いリスクを総括的に管理する。内部統制 委員会及び各担当部署の長は、リスク管理の状況を必要に応じて取締役 会に報告する。
 - ② 各担当部署の業務に係るリスクについては、それぞれの担当取締役が既存の社内規則・ガイドラインを整備し、関連規程に基づきリスク管理体制を確立する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回(定時)開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、各部署担当取締役は経営計画に基づいた各部署が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

- ② 各担当取締役は、職務執行状況を取締役会に報告し、取締役会は施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
- ③ 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。また、選任された執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指揮監督の下に業務を執行する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、企業集団を構成する親会社並びに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。

- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名して置くことができる。
 - ② 当該使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議の上で実施するものとする。
 - ③ 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告 に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するため の体制
 - ① 取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要事項、法令違反 行為等、取締役会に付議すべき重要な事項及び内部監査の実施状況につ いて監査役に報告するものとする。
 - ② 監査役は、取締役会及び必要な都度重要会議に出席するとともに、重要 文書の閲覧並びに取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、 「監査役監査基準」及び「監査役会規程」に基づく独立性と権限により 監査の実効性を確保する。
 - ③ 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、「内部通報制度運用規程」においても、通報をした者が通報したことを理由として、不利益な扱いを受けないこととすることを規定し、その旨を役職者及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会・監査役会

取締役会は月1回(定時)開催しており、臨時取締役会を含め15回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析、対策、評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 内部統制・内部監査等

当社は、金融商品取引法の定めに従い、毎期内部統制の整備及び運用状況を評価し、その適正性について会計監査人による監査を実施しております。また、統制レベルを維持、強化する目的から、内部監査室による監査を毎期実施しており、必要に応じ経営者及び取締役会並びに監査役会に報告しております。

監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、内部統制システムの構築に向けて協議を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関し、基本方針について特に定めてはおりません。

貸借対照表

(平成28年2月29日現在)

(単位:千円)

資 産 の	 部	 負 債 の	部
科目	金額	科 目	金額
【流動資産】	[4, 732, 466]	【流動負債】	【10, 445, 251】
現金及び預金	1, 764, 800	買 掛 金	2, 958, 801
	371, 203	1年内償還予定の社債	560, 000
商品及び製品	1, 869, 933	短期借入金	4, 200, 000
原材料及び貯蔵品		1年内返済予定の長期借入金	1, 387, 316
	78, 510	リース債務	300, 924
前払費用	117, 870	未 払 金 + + + + + + + + + + + + + + + + + + +	336, 944
操延税金資産	55, 104	未 払 費 用 未 払 法 人 税 等	286, 193 112, 174
未 収 入 金	433, 811	未払消費税等	152, 996
そ の 他	41, 966	前爱金	19, 244
貸倒引当金	$\triangle 734$	預り金	42, 098
【固定資産】	【15, 162, 759】	賞 与 引 当 金	88, 558
(有形固定資産)	(12, 200, 214)	【固 定 負 債】	[4, 936, 569]
建物	3, 854, 384	社	660, 000
		長期借入金	2, 155, 044
構築物	179, 958	リース債務	561, 687
機械及び装置	312	退職給付引当金	915, 965
車 輌 運 搬 具	291	役員退職慰労引当金	258, 575
工具、器具及び備品	113, 128	長期預り保証金	333, 767
土 地	7, 258, 410	資産除去債務その他	47, 314
リース資産	793, 728	その 他 負債 合計	4, 215 15 , 381 , 820
(無形固定資産)	(39, 658)		の 部
ソフトウェア	21, 429		[4, 502, 156]
電話加入権	18, 228	資 本 金	641, 808
(投資その他の資産)	(2, 922, 886)	資本剰余金	351, 215
		資本準備金	161,000
投資有価証券	204, 147	その他資本剰余金	190, 215
出資金	589	利 益 剰 余 金	3, 510, 195
長期前払費用	98, 969	その他利益剰余金	3, 510, 195
繰 延 税 金 資 産	410, 648	別途積立金	2, 465, 000
差入保証金	2, 135, 676	繰越利益剰余金	1, 045, 195
保険積立金	72,854	自 己 株 式 【評価・換算差額等】	△1, 062 【25, 034】
【繰延資産】	[13, 784]	【評価・授昇左領寺】 その他有価証券評価差額金	25, 034
社債発行費	13, 784	<u> </u>	4, 527, 190
資 産 合 計	19, 909, 011		19, 909, 011

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成27年3月1日から) 平成28年2月29日まで)

(単位:千円)

			(単位:十円)
科目		金	額
売 上 高			43, 560, 907
売 上 原 価			
商品期首たな卸高		1, 887, 712	
当期商品仕入高		32, 626, 511	
合 計		34, 514, 223	
商品期末たな卸高		1, 869, 933	32, 644, 290
売 上 総 利	益		10, 916, 616
営 業 収 入			
不動産賃貸収入		271, 292	
運 送 収 入		782, 024	1, 053, 316
営 業 総 利	益		11, 969, 932
販売費及び一般管理費			11, 644, 726
営 業 利	益		325, 206
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	13, 835	
受 取 配 当	金	9, 536	
債務勘定整理	益	1, 416	
助 成 金 収	入	11,637	
受 取 事 務 手 数	料	16, 873	
雑 収	入	49, 057	102, 357
営 業 外 費 用			
支 払 利	息	72, 923	
社 債 利	息	17, 430	
社 債 発 行 費 償	却	6, 997	
雑 損	失	6, 621	103, 972
経 常 利	益		323, 591
特 別 利 益			
賃貸借契約違約金収	入	2, 533	2, 533
特 別 損 失			
固定資産除却	損	847	
賃 貸 借 契 約 解 約	損	2, 338	
減損損	失	7, 452	10, 637
税引前当期純利	益		315, 487
法人税、住民税及び事業		118, 815	
法 人 税 等 調 整	額	46, 269	165, 085
当 期 純 利	益		150, 402
• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •			

⁽注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成27年3月1日から) 平成28年2月29日まで)

(単位:千円)

					株主資本				
			資本剰余金		利益剰余金				
	資本金	資本	その他	資本 剰余金 合計	その他利	益剰余金	利益剰余	自己株式	株主資本合計
		準備金	資本剰余金		別途積立金	繰越利益 剰余金	金合計		口印
当期首残高	641, 808	161, 000	190, 215	351, 215	2, 465, 000	958, 015	3, 423, 015	△467	4, 415, 571
当期変動額									
剰余金の配当						△63, 222	△63, 222		△63, 222
当期純利益						150, 402	150, 402		150, 402
自己株式の取得								△595	△595
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	_	_	_	87, 179	87, 179	△595	86, 584
当期末残高	641, 808	161,000	190, 215	351, 215	2, 465, 000	1, 045, 195	3, 510, 195	△1,062	4, 502, 156

	評価・換算	章差額等	
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	65, 701	65, 701	4, 481, 272
当期変動額			
剰余金の配当			△63, 222
当期純利益			150, 402
自己株式の取得			△595
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△40, 666	△40, 666	△40, 666
当期変動額合計	△40, 666	△40, 666	45, 918
当期末残高	25, 034	25, 034	4, 527, 190

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

[個別注記表]

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① その他有価証券

• 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法に

より算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

② たな卸資産

• 商品 生鮮食料品

その他の商品

最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性 の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

売価還元法による原価法(貸借対照表価額については、 収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

最終仕入原価法(貸借対照表価額については、収益性

の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定)

• 貯蔵品

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物3~45年車輌運搬具2~5年

② 無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース 資産については、リース期間を耐用年数として残存価 額を零とする定額法を採用しております。

(3)繰延資産の処理方法 社債発行費

償還期間にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しており ます。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき 計上しております。

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段……金利スワップ ヘッジ対象……借入金の利息
- ③ ヘッジ方針

借入金の金利上昇による支払利息増加のリスクを回避する目的で実施しており、ヘッジ 対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性の評価方法 金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しました。また、割引率の決定方法についても、従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から、退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

なお、この変更による当事業年度の期首の退職給付引当金及び繰越利益剰余金への影響はありません。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

(担保資産)

現金及び預金	550,000千円
建物	3,136,557千円
_ 土 地	7,067,835千円
合 計	10,754,392千円
(担保付債務)	
短期借入金	3,700,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,314,068千円
長期借入金	2,069,248千円
1年内償還予定の社債	100,000千円
社債	350,000千円
長期預り保証金	110,814千円
保証債務	770,000千円
	8,414,130千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

7,501,820千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額

2,050,000千円

借入実行残高

一千円

差引額

2,050,000千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	6, 323, 201	_	_	6, 323, 201

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末の 株式数 (株)
普通株式	979	997	_	1, 976

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年5月28日 定時株主総会	普通株式	63, 222	10	平成27年2月28日	平成27年5月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの 平成28年5月26日開催予定の第46回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額・配当の原資63,212千円利益剰余金

・ 1 株当たり配当額 10円

・基準日 平成28年2月29日・効力発生日 平成28年5月27日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産(流動)

未払事業税	9,567千円
未払事業所税	9,498千円
貸倒引当金	241千円
未払社会保険料	4,586千円
賞与引当金	29,047千円
その他	2,163千円
繰延税金資産(流動)の純額	55, 104千円
繰延税金資産 (固定)	
減価償却費	1,384千円
減損損失	36,685千円
資産除去債務	15,140千円
退職給付引当金	293,635千円
役員退職慰労引当金	84,098千円
その他	12,603千円
評価性引当額	△10,838千円
小計	432,708千円
繰延税金負債 (固定)	
有価証券評価差額金	△11,022千円
資産除去債務に対応する除去費用	$\triangle 4,206$ 千円
金融商品会計による差額	△6,832千円
小計	△22,060千円
繰延税金資産(固定)の純額	410,648千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、 当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.3%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	$\triangle 0.5\%$
寄付金等永久に益金に算入されない項目	0.4%
住民税均等割	3.3%
評価性引当額の増減額	$\triangle 1.0\%$
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	12.6%
適用税率変更による税率差異	$\triangle 0.4\%$
法人税務等還付税額	0.9%
その他	1.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	52.3%

(3) 法人税等の税率の変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われました。

この税率変更により繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は39,675 千円減少し、法人税等調整額が40,812千円、その他有価証券評価差額金が1,136千円、それぞれ増加しております。

(4) 決算日後の法人税等の税率変更

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月31日に公布され、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の32.0%から、平成29年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.6%に、平成31年3月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.4%となります。

この税率変更により翌事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は15,298千円減少し、法人税等調整額が15,849千円、その他有価証券評価差額金が551千円、それぞれ増加します。

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 金融商品に対する取組方針

当社は主にスーパーマーケット事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金 (主に銀行借入や社債発行)を調達しております。資金運用については短期的な預金等に 限定し、また短期的な運転資金を銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。 デリバティブは内部管理規定に従い、借入金の金利変動リスクを回避するために利用して おり、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金の顧客信用リスクは、取引先ごとに期日及び残高を管理するとと もに、当社社内規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上関係を有する上場及び非上場企業の株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場企業の株式については、発行体の財務状況等を把握し管理しております。

差入保証金は賃借による出店に際し、契約時賃貸人に対し店舗用建物の保証金を差入れたものであります。当該保証金は期間満了による契約解消時に一括返還、もしくは一定期間経過後数年に亘り均等償還されるのが通例でありますが、賃貸側の不測の事態の信用リスクに晒されており、賃貸先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に決済されております。借入金のうち、短期借入金(1年内返済予定の長期借入金を除く)は主に運転資金に係る調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

このうち長期のものの一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息を固定化するために、デリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジの有効性に関する評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「(5) ヘッジ会計の方法」をご覧下さい。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行って おり、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付 けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

預り保証金は当社営業店舗のテナント契約に基づき、取引先から預かった保証金・敷金であり、テナント契約の満了または解消する場合に返金する義務があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理については、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成し更新することにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に 算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでい るため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月29日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません((注) 2. 参照)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
(1) 現金及び預金	1, 764, 800	1, 764, 800	_
(2) 売掛金	371, 203	371, 203	_
(3) 投資有価証券			
その他有価証券	140, 347	140, 347	_
(4) 差入保証金	2, 135, 676	1, 853, 937	△281, 739
資産計	4, 412, 029	4, 130, 289	△281, 739
(1) 買掛金	2, 958, 801	2, 958, 801	_
(2) 短期借入金	4, 200, 000	4, 200, 000	_
(3) 未払金	336, 944	336, 944	_
(4) 社債 (*1)	1, 220, 000	1, 190, 172	△29, 827
(5) 長期借入金(*2)	3, 542, 360	3, 511, 612	△30, 747
負債計	12, 258, 105	12, 197, 529	△60, 575

- (*1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。
- (*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらは将来キャッシュ・フローの回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債は市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額(千円)		
非上場株式	63, 800		

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
現金及び預金	1, 238, 228	_	_	_
売掛金	371, 203	_	_	_
差入保証金	111, 508	303, 731	185, 748	1, 534, 688
合計	1, 720, 940	303, 731	185, 748	1, 534, 688

4. 社債、長期借入金及びその他の負債について、決算日後の返済予定額

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)
短期借入金	4, 200, 000	_	_	_	_	_
社債	560, 000	410,000	100, 000	100, 000	50,000	_
長期借入金	1, 387, 316	1, 005, 956	714, 326	338, 760	96, 002	_
合計	6, 147, 316	1, 415, 956	814, 326	438, 760	146, 002	_

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、札幌圏を中心に北海道内において商業店舗及び賃貸等不動産を保有しております。なお、商業店舗については、店舗の一部を賃貸収入を得ることを目的として賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	1	貸借対照表計上額				
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	の時価		
賃貸等不動産	2, 757, 169	38, 700	2, 795, 869	1, 857, 835		
賃貸等不動産として使用さ れる部分を含む不動産	466, 583	△5, 057	461, 525	828, 257		

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
 - 2. 賃貸等不動産の当事業年度増減額のうち、主な減少額は減価償却費5,655千円であります。
 - 3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当事業年度増減額のうち、主な増加額は新規取得の2,806千円、主な減少額は減価償却費8,594千円であります。
 - 4. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定 評価書に基づく価額であります。第三者からの取得や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて評価した金額によっております。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当事業年度における損益は、次のとおりであります。

(単位:千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (減損損失等)
賃貸等不動産	113, 640	21, 387	92, 253	_
賃貸等不動産として使用さ れる部分を含む不動産	101, 149	15, 223	85, 925	_

(注)賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、営業店舗として当社が使用している部分も含むため、当該部分の営業収益は計上されておりません。なお、当該不動産に係る賃貸費用につきましては、減価償却費、租税公課を使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は出 資金 (千円)	事業の内 容又は職 業	議決権等 の所有 (被所 有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
主要株主(個							店舗の賃借料	6,600	_	_
人 人 人 人 の 表 は で が の が の が の が の が の が の が の の の の 会 も の に の の も る も の に の も る も の に る も の る の る の も の も の も の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る の る る る る る る る る る る る る る	㈱桐生商店	札幌市 中央区	10, 000	小売業 不動産賃 貸業	(被所有) 直接 1.8%	設備賃貸 借契約の 締結	保証金の差し 入れ	_	差入保証金	12, 600

- (注) 1. ㈱桐生商店の議決権は当社代表取締役会長桐生泰夫が46%、その近親者が54%を直接 所有しております。
 - 2. 取引条件ないし取引条件の決定方針等 店舗の賃借料は、不動産鑑定士の鑑定額を参考の上、決定しております。
 - 3. 取引金額及び期末残高には消費税等が含まれておりません。
 - 4. ㈱桐生商店との設備賃貸借契約は、平成28年3月21日に終了しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額716円19銭(2) 1株当たり当期純利益23円79銭

(3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

① 損益計算書上の当期純利益 150,402千円

② 普通株式に係る当期純利益 150,402千円

③ 普通株式の期中平均株数 6,322,015株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年4月15日

北雄ラッキー株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 篠 河 清 彦 印 業 務 執 行 社 員 公認会計士 柴 本 岳 志 印 業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北雄ラッキー株式会社の平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第46期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

当監査役会は、平成27年3月1日から平成28年2月29日までの第46期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を 正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年4月16日

北雄ラッキー株式会社 監查役会 常勤監査役 田井中 廧 治師 彦印 監 杳 堀 勝 役 脇 監 査 役 宮 憲 (EII) 監 役 伊 藤 光 男 (EII) 査

(注) 監査役 宮脇憲二、伊藤光男の両氏は、社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第46期の期末配当につきましては、継続的な安定配当の実施という基本方針のもと、当期の業績並びに今後の経営環境等を慎重に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類 金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金10円 配当総額63,212,250円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日平成28年5月27日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう会社 法第426条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって法令の定める 限度において責任を免除することができる旨の規定を新設するとともに、 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行により、 新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との 間でも責任限定契約を締結することが認められたことにともない、適切な 人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするた め、変更案第31条(取締役の責任免除)を新設し、現行定款第41条(社外 監査役との責任限定契約)の変更を行うものであります。

なお、変更案第31条(取締役の責任免除)の新設に関しましては、各監 査役の同意を得ております。

(2) 上記条文の新設にともない、条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
	(取締役の責任免除)
(新 設)	第31条 当会社は、会社法第426条第1項
	の規定により、取締役会の決議をも
	って、同法第423条第1項の取締役
	(取締役であった者を含む。)の損
	害賠償責任を、法令の限度において
	免除することができる。
	2 当会社は、会社法第427条第1項
	の規定により、取締役(業務執行取
	締役等であるものを除く。)との間
	に、同法第423条第1項の損害賠償
	責任を限定する契約を締結するこ
	とができる。ただし、当該契約に基
	が規定する最低責任限度額とす
	<u>る。</u>

現行定款	変更案
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査役及び監査役会
<u>第31条</u> ~ <u>第40条</u> (条文省略)	<u>第32条</u> ~ <u>第41条</u> (現行どおり)
(社外監査役との責任限定契約)	(監査役の責任免除)
<u>第41条</u> (新 設)	第42条 当会社は、会社法第426条第1項
	の規定により、取締役会の決議をも
	って、同法第423条第1項の監査役
	(監査役であった者を含む。) の損
	害賠償責任を、法令の限度において
	<u>免除することができる。</u>
当会社は、会社法第427条第1項	2 当会社は、会社法第427条第1項
の規定により、 <u>社外監査役</u> との間	の規定により、 <u>監査役</u> との間に、 <u>同</u>
に、 <u>任務を怠ったことによる</u> 損害賠	<u>法第423条第1項の</u> 損害賠償責任を
償責任を限定する契約を締結する	限定する契約を締結することがで
ことができる。ただし、当該契約に	きる。ただし、当該契約に基づく損
基づく損害賠償責任の限度額は、法	害賠償責任の限度額は、法令が規定
令が規定する最低責任限度額とす	する最低責任限度額とする。
る。	
<u>第42条</u> ~ <u>第50条</u> (条文省略)	<u>第43条</u> ~ <u>第51条</u> (現行どおり)

第3号議案 取締役2名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役桐生泰夫氏が辞任により退任いたします。つきましては、当社の経営体制の一層の強化、並びに経営の透明性の確保及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本総会において選任された取締役の任期は、当社定款の規定により他の 在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号		略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当 社の株式数
1	とき ざわ けん じ 鴇 澤 賢 治 (昭和31年11月6日生) 【新任】	昭和55年4月 当社入社 平成18年3月 当社 美幌店店長 平成24年1月 当社 経理部長 平成25年5月 当社執行役員 経理部長 任)	3,000株
2	よし だ しゅう じ 吉 田 周 史 (昭和48年8月3日生) 【新任】	平成9年4月 中央監査法人入所 平成12年4月 公認会計士登録 平成19年7月 新日本監査法人(現 新日本有限 責任監査法人)入所 平成25年9月 吉田周史公認会計士事務所設立 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ホーブ 取締役 株式会社CEホールディングス 取締役 (監査等委員)	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 2. 吉田周史氏は、新任の社外取締役候補者であります。
 - 3. 吉田周史氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士として企業の監査業務に従事した実務経験と会計に関する高度な専門知識を有しており、社外取締役として当社の経営の効率化、健全性及び透明性の向上を実現し、企業経営の強化につながると判断したためであります。
 - 4. 社外取締役候補者である吉田周史氏の選任が承認された場合、「第2号議案 定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、当社は同 氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害 賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠 償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としておりま す。
 - 5. 吉田周史氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、 社外取締役の選任が承認された場合には、同氏を独立役員として同取引所に届 け出る予定であります。

第4号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

取締役桐生泰夫氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと 存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏	名		略	歴
きり ゅう 桐 生	やす ぉ 泰 夫	昭和46年4月	(株オレンシ゛チェーン 代表取締役社	(現北雄ラッキー㈱)設立
	※ 大	平成21年9月	当社代表取締	5役会長 (現在に至る)

以 上

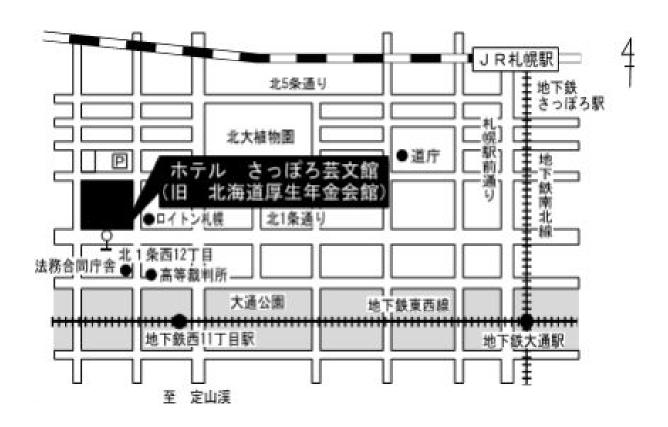
定時株主総会会場のご案内図

会場:札幌市中央区北1条西12丁目1

ホテル さっぽろ芸文館 (旧 北海道厚生年金会館)

3階 黎明の間

TEL. 011(231)9551(代)



[交通機関]

- JR札幌駅からタクシーで約5分
- ■地下鉄東西線 西11丁目駅下車 徒歩約5分
- ■バス JR札幌駅前バスターミナルから小樽方面行JR北海道バス又は中央バスで7分、北1条西12丁目下車